

## ■ 裁判を起こした理由

私は、今回の原発事故により、計り知れない被害を受け、数えきれないほど多くのものを失いました。原発事故直後に大量の被ばくをしました。これにより、今日までの間、健康被害の恐怖や不安に脅え続けています。この恐怖は、一生にわたり続くものです。また、原発事故により、強制的に故郷を追われ、長期間にわたり不慣れな土地で避難生活を強いられています。避難生活の過程で被った苦痛は、筆舌に尽くしがたいものです。しかも、避難生活は、故郷に戻れるまでの間、半永久的に続きます。さらに、原発事故により、家督や故郷、仕事や財産、コミュニティや伝統文化、平穏な日常生活や自然環境、将来の夢や希望などが根こそぎ奪われました。私は、故郷を愛し、井戸川家を大切にするとともに、双葉町町長として、すべての町民が夢と希望を持って生活できるように、自己犠牲を払ってきたつもりです。しかし、今回の原発事故により、すべてを失ってしまいました。今回の原発事故は、国や東京電力の落ち度による人災です。それなのに、国や東京電力は、何の落ち度もない私たちからすべてを奪った責任を取ろうとはしません。私は、国と東京電力に対し、被害の完全な回復を求めて、今回の裁判を起こしました。 井戸川克隆

## ■ 裁判の目的

原発の事故は、立地を根こそぎ壊しました。地方自治体の破壊、放射能汚染・被ばくで住めなくさせました。更に、情報を隠し、重要な会議に被害者を参加させないで、国と東電は不利な事を押し付けています。帰還は、被害者が故郷の安全を確認して、自分で決めることが基本です。事故の責任を隠し、事実を隠蔽し、被害者を騙す事を止めさせます。

1. 立地と県と東電の三者協定の完全履行を求める。
2. 事故前には、あれ程安全だと言っていた説明を糾す。
3. 避難指示の遅れと、実態に合わない避難エリアを糾す。
4. 避難生活の本当の苦しさを訴える。
5. 理由なき、我慢・頑張り・無念の死を糾す。
6. 核の平和利用の「ウソ」、無残な正体を曝していることを糾す。
7. 県民・町民（特に子供）を被ばくさせた責任者とその罪を問う。
8. 福島県の風評被害は実害を隠していることを糾す。
9. 食べ物の検査基準を世界一劣悪にしていることを糾す。
10. 国民として、言いたいことを言い、求めていく。

## ■ 訴えたいこと

- ◎国民の幸福追求は国民が決め、  
原発被害は被害者同士が決める
- ◎被ばくしている人の不平等の解消と名誉回復を求める
- ◎事故を起こした会社に最後まで責任を果たさせる
- ◎被ばくを強制している者達に、民の声を届け、裁きを求める
- ◎事故後の行政の対応を分析・評価し、被害者側に立たせる
- ◎福島県がこれまでやった避難の妨害の数々を県民に知らしめる
- ◎被ばくの評価は、社会学・科学・化学・地学・医学・環境学の  
専門家と被ばく者の混成チームで行う
- ◎放射線管理区域の設定、健康手帳の交付、  
後年度障害の保障を求める
- ◎カルテの永久保存を求める
- ◎健康な県民の家系の継承を図る

双葉町にあるバラ園にて  
この撮影から9ヵ月後に  
原発事故は起きた

## 井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会 会則

### 設立趣旨

私たちは、東京電力株式会社(東電)福島第一原子力発電所事故(福島第一原発事故)で失われた故郷を思い、それを失わせた元凶である東電と国を相手に、加害責任を問い続けている元双葉町町長の井戸川克隆さんを支える人々の集まりです。私たちは井戸川裁判の目的と意義を受けとめ、福島第一原発事故で被ばくしたすべての人々の勝訴に向けた闘いと連携し、共に核被害の廃絶をめざします。

### 総 則

#### 第1条(名称と事務所)

この会の名称は井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会(以下「会」と略す)と称し、会の事務所を加須市に置きます。

#### 第2条(目的)

この会は設立趣旨の精神により井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支え勝訴することを目的とします。

#### 第3条(活動と事業)

この会の目的を達成するため原告および弁護団と緊密な連携のもと、次の活動と事業を行ないます。

- ① 裁判毎の傍聴と支援集会
- ② 裁判のための記録と広報
- ③ 裁判に関連する学習・調査・研究
- ④ 裁判の目的と意義の普及および会員の拡大の事業
- ⑤ 会の意思疎通と情報共有のための活動
- ⑥ その他目的達成に必要なと認められること

### 組織と運営

#### 第4条(会員と会費)

- ① 会員は、会則を認め、所定の年会費(1000円)を納める者です。ほかに賛助会員を置くことができます。
- ② 会員の権利は、情報公開、会議・活動への参加、意見表明、役員への立候補です。(以下略)